

## 保険税の減額制度について

### 非自発的な理由で離職された方は保険税が軽減されます

解雇や会社の倒産またはやむを得ない理由によって離職された方で、「雇用保険受給資格者証」の記載事項が下記の要件を満たしている場合は、申請により、給与所得が30/100とみなされ、保険税が減額になる場合があります。

- ・離職時年齢が65歳未満
- ・離職年月日が令和2年3月31日以降（課税対象年度が令和2年度の場合）
- ・離職理由が11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれか

「雇用保険特例受給資格者証」や「雇用保険高年齢受給資格者証」は対象となりません。

### 保険税の減免について

下記の理由などにより、保険税の納付が困難となった場合には、一定の基準により、保険税が減免になる場合があります。減免を受けるためには、納期限までに申請が必要です。お早めにご相談ください。

- ・生活保護を受けている方
- ・災害などにより重大な損害を被った方
- ・長期間の病気や失業などにより、所得の激減が見込まれる方
- ・刑務所に入っている方がいる世帯



## 一部負担金の減免・徴収猶予について

### 病院などの窓口で支払う一部負担金が減免されたり、徴収が猶予される場合があります

下記の理由により、医療費の支払いが困難になった場合は、ご相談ください。

- ・震災や風水害、火災などの災害により資産に重大な損害を受けた。
- ・干ばつや冷害等による農作物の不作などの理由で、収入が前年より3割以上減少した。
- ・事業や業務の休・廃止、失業などで収入が前年より3割以上減少した。

該当している方は次のものを見て総合的に判断し、減免や徴収猶予を決定します。

- ・被保険者と生計を同じにする世帯全員の直近3か月の平均収入
- ・預貯金
- ・旧生活保護基準額

### 傷病手当金制度について

北広島市の国保に加入しており、給与等の支払いを受けている方で、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われるため4日以上療養し、労務に服することができず、給与等の全部または一部を受けることができなくなった場合、傷病手当金を支給します。

対象となる期間は、令和2年1月1日～9月30日の間です。

### 【お問い合わせ】

北広島市役所（011）372-3311

<保険税に関すること> 保険年金課国保賦課担当 内線2115・2117

<保険証や給付に関すること> 保険年金課国保給付担当 内線2114・2116

きたひろしま

# 国保だより

発行 令和2年7月  
北広島市保険年金課  
国保スタッフ  
TEL 011-372-3311  
(内線 2114・2115)

## お薬手帳を使いましょう

### 特徴やメリット

お薬手帳とは、自分が服用してきた薬を記録する手帳です。いつ、どこで、どんな薬をどれだけの量で処方してもらったのかを把握することができます。薬局などで作ってもらうものであり、一度作ればどこの薬局でも同じ手帳を使うことができます。

お薬手帳には過去の病気や副作用等も記録されるため、新たに薬を処方してもらう時などに、副作用や飲み合わせのリスクを減らすことができます。そのためにも1冊にまとめるようにしましょう。また、普段からお薬手帳を持ち歩いていれば、自分自身が服用している薬がどのようなものか、正しい情報を伝えてもらうこともできます。



### お薬手帳を活用するために

常にお薬手帳を携帯しましょう。一般的な通院以外においても、災害時や救急搬送時など、いざという時にもお薬手帳は役立ちます。特に災害時には処方箋が無くても、お薬手帳により服用中の薬を処方してもらえる場合があります。薬の服用歴が明らかになるため、医療機関による救急救命処置も円滑に行いやすくなります。救急車を呼んだ際も、普段服薬しているお薬とお薬手帳を用意しておきましょう。

日ごろからお薬手帳の保管場所を決めておくといいでしょう。

## 医療費負担を軽くするために「希望シール」でジェネリック医薬品の活用を

### ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品は「後発医薬品」とも呼ばれ、新薬（先発医薬品）の独占販売期間が終了した後に、販売が許可される医療用医薬品のことをいいます。有効主成分やその含有量は新薬と同じで、品質、安全性は同等とみなされています。ジェネリック医薬品は新薬と比べ、3割から5割程度安価で提供されるため、医療費の節約につながります。ただ、全ての新薬に対して当てはまるわけではなく治療内容にもよりますので、まずは医師や薬局に相談して、上手に活用してみましょう。

なお、市役所国保担当窓口や市役所出張所窓口では、保険証やお薬手帳に貼ってジェネリック医薬品希望の意思表示ができる「希望シール」を配布していますのでご利用ください。



## 資格喪失後に保険証は使用できません！

### 保険証は正しく使いましょう

北広島市国民健康保険（国保）の被保険者証（保険証）を使用できるのは、加入されている期間のみです。

新たに加入する健康保険の資格を取得した日から、国保の資格は喪失します。

新しい保険証が交付されるまでの間であっても、国保の保険証は使えませんのでご注意ください。

国保脱退の手続きが遅れていたり、手続き後も保険証を返却せずに医療機関を受診したりする無資格受診が発生しています。

国保の資格を喪失し、無効となった保険証で受診した場合は、かかった医療費を、後日北広島市へお返しいただくこととなります。



### 保険証が変わったときは...

ご自身の就職や、他の世帯員の扶養に入ることのほかの健康保険に加入したり、市外転出を機に、ほかの健康保険へ加入するなどの際には、その健康保険の資格取得日を確認してください。資格取得日が分かたら、その日以降は北広島市の国保の保険証を使わないでください。

新しい保険証が交付されるまで時間がかかる場合は、加入する健康保険の担当者（お勤め先等）に相談し、指示を受けて受診してください。

受診する医療機関の窓口では、毎回保険証を提示してください。保険証が変更になった場合はその旨を伝え、新しい保険証を提示してください。

## 保険税は忘れずに納めましょう！

### 保険税は国民健康保険を支える大切な財源です

保険税は、国保加入者のみなさんが病気やケガをしたときの医療費や、後期高齢者医療制度の支援、介護サービスの費用に充てられる大切な財源となっています。

いざというとき、みなさんが安心して医療を受けられるよう、保険税の納付にご理解とご協力をお願いします。



### 納付は便利な口座振替で！

口座振替なら、窓口へ納めに行く手間が省けるばかりでなく、納め忘れもありません。また、翌年度以降も自動的に継続されるので、毎年手続きする必要もありません。

年金から特別徴収で保険税を納めている方も、口座振替に変更することができます。

### 還付金詐欺や給付金詐欺にご注意ください！

市役所が市民の皆さんに対して ATM 操作を依頼することは絶対にありません。

## 高額療養費の支給申請は忘れなく

### 高額療養費の支給について

1つの世帯でひと月に支払った医療費が限度額に達した際に、その超過分が高額療養費として支給されます。あらかじめ、国保担当窓口で限度額適用認定証（認定証）を申請し、医療機関に提示すれば、限度額までの精算とすることができます。70歳未満の方の場合は同一の医療機関でも医科・歯科・入院・外来はそれぞれ別計算ですが、**1人につきそれぞれ21,000円を超えた場合は、合算して算定できます。70歳以上75歳未満の方の場合はすべて合算して算定できます。この場合、別途、支給申請が必要です。**

### 70歳未満の人の自己負担限度額（月額）

所得区分 <sup>1</sup>	3回目まで	4回目以降 <sup>2</sup>
ア 所得 901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ 所得 600万円超 901万円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ 所得 210万円超 600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ 所得 210万円以下	57,600円	44,400円
オ 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

1 所得とは「基礎控除後の総所得金額等」のことです。所得の申告がない場合は所得区分アとみなされます。

2 過去12か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

### 70歳以上75歳未満の人の自己負担限度額（月額）

課税所得区分	外来 + 入院 (世帯単位) A	
	外来(個人単位)	
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% < 140,100円 > <sup>1</sup>
	課税所得 380万円以上 690万円未満	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% < 93,000円 > <sup>1</sup>
	課税所得 145万円以上 380万円未満	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% < 44,400円 > <sup>1</sup>
一般 (課税所得 145万円未満)	18,000円 <sup>2</sup>	57,600円 < 44,400円 > <sup>3</sup>
低所得者	8,000円	24,600円
低所得者	8,000円	15,000円

1 過去12か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

2 8月～翌年7月の年間限度額（一般、低所得者Ⅰ・Ⅱだった月の外来自己負担額の合計の限度額）は144,000円。

3 過去12か月以内にAの限度額を超えた支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。